

問題として非常にわかる議論でございますが、そのことを法律的に書き込むということはあるいは規制するということはやや難しかなというふうに思っております。

ただ、ブローカーが活発に活動しております欧米諸国の例を見た場合におきましても、ブローカーは一般的に大企業の物件を中心とし、中立的な立場からいわゆるオーダーメードの商品を媒介する者として特色のあるサービス提供をやっておりますので、我が国においてもこのよう活動が期待されるところでございます。

いずれにせよ、御指摘の点については、今申し上げましたような登録要件など、契約者保護の観点からいろいろな配慮をしてまいります。

○村井委員 もう一つ、いわゆる生保で償行化している一社専属制というものにつきまして相当な議論があつたわけでございますけれども、これにつきましては、損保はその代理店を活用できるようクロスマーケティングを確実にしたい、こういう考え方を非常に強く持つておられ、それから一方で、現在でも代理店を使つている中小生保の中には損保との乗り合いによる共存を希望している一社専属制の例外といふことで考えますと、生損保の乗り入れといふことで考えますと、一社専属制の例外といふものについてどういうものが認められるのかという基準、これにつきまして相当関心が集まっているようであります。

これにつきまして、先日の御答弁の中で、基準の一つとして代理店の人数規模ということをおっしゃいました。それで、一方 谷口委員が要求しまして政省令で決める事項について御整理をいただいたわけですが、その法律二百八十二条三項の政令の関連でこの点が触れられまして、「業務を的確かつ公正に遂行するに必要な人材構成」こんなような表現でこの部分が整理されている。こういうような状況でありますけれども、人數規模による制限ではなくて、一定の知識、経験があればよいというようなことも考えらるんじやないかと思うんですけれども、このあ

たりどんなふうにお考えでしょうか、ちょっとこ
れは確認的な意味でありますけれども。

○山口(公)政府委員 現行の募集取締法が制定されましたのは、昭和二十三年でございます。そのころは、敗戦による経済破綻によりまして壊滅的な立場からいわゆるオーダーメードの商品を媒介する者として特色のあるサービス提供をやっておりましたので、我が国においてもこのよう活動が期待されるところでございます。

いたい

ために、熾烈な新契約獲得と小口契約の整理、乗りかえが行われまして、その結果、いわゆる乗りかえ募集や不正話法などの不適正な募集が横行しましたという歴史がございます。このため、契約者保護の観点から、生命保険会社の募集人の教育体制の確立、責任の明確化が重要と考えられまして、そこで一社専属制が導入されたわけでございま

す。

以来、五十年弱にわたりましてこの制度は維持されまして、専業営業職員体制の改善努力等を通じ、販売活動の安定化、生命保険業の発展等に貢献し、現在におきましても、十分なコンサルティングサービス、アフターサービスを効果的に提供していくためには、生命保険商品の販売におきまして「一社専属制の果たすべき役割は重要な」というふうに考えられるわけでございます。

こうしたことから、今回の改正法案におきましては、原則一社専属制を維持しつつ、商品特性に応じた販売チャネルの多様化、効率化が利用者の立場、国民経済的見地から必要なものとなつていることにも配慮しまして、契約者保護に欠けるおそれがないものと認められる場合に限りまして、生命保険募集人の一社専属制の例外として緩和することをお願い申し上げているわけでございま

す。

それからもう一つ、ファイアーオールにつきまして、銀証の、銀行、証券の間のファイアーオールと比べて低いものになるということは、これは大体確認済みであります。銀行、証券の間には、当然のことながら、まず利益相反の可能性がありますし、それから抱き合せ販売のおそれやあるいは銀行の産業支配力というようなものが考慮されて、ある程度高いファイアーオールになつていいわけありますけれども、生損保の間といふのは不要なんじゃないか。

したがいまして、長々と御説明申し上げましたが、今回の法改正によりまして、一社専属制といふ非常に歴史的に経緯があって、そこで確立された制度を今回初めて緩和させていただきわざいましたので、これがために万が一にも契約者保護に欠けるようなことになつてはならないということで、一社専属制の例外の範囲について、せんだって申し述べましたように、また御提

出させていただいた資料のように三つの要素を書かせていただきました。それを考慮しながら検討を進めさせていただきたい。

いずれにせよ、五十年弱続いたこの制度の変革でありまして、一方で御指摘のようなクロスマーケティング等にも配慮しつも、慎重な対応をさせていただきたいと思います。

いたい

には、とりわけ一般不特定多数の個人契約者と對する情報をきちんと提供するとか、そういう意味で、研修ですとかそういうことをきちんとした運営の手段で、一社専属制の果たす役割といふのは私は大きいと思います。そういう大筋のところを崩さないようしながら、しかし、相互参入を認めたということの効果といふものを減殺することができないように、また生損保それぞれが持つ経営資源というものをうまく生かしていくように、ひとつ運用の妙を図つていただきたいと思います。

それからもう一つ、ファイアーオールにつきまして、銀証の、銀行、証券の間のファイアーオールと比べて低いものになるということは、これは大体確認済みであります。銀行、証券の間には、当然のことながら、まず利益相反の可能性がありますし、それから抱き合せ販売のおそれやあるいは銀行の産業支配力というようなものが考慮されて、ある程度高いファイアーオールになつていいわけありますけれども、生損保の間といふのは不要なんじゃないか。

したがいまして、法律や政省令の趣旨にきちっと合った形でやらせていただきたいというふうに思つてゐるわけでございます。

○村井委員 もう一つ、また大変細かい問題になりますけれども、法律の九十八条でしたか、付随リスクの遮断というものがなければそれだけで十分ではないか。そういう意味では、省令で基準が明定されなければいけないので、通達などによる規制は不要なんじゃないか。

銀行、証券の間では、例えば証券会社役員が親金融機関役員等へ復帰することを禁止するとか、あるいは制限するとか、あるいは子会社の本社を親金融機関の本社と同一建物の中に設置することを

禁止するとか、それから情報遮断措置のない限りコンピューターの共用を禁止するとか、あるいはデーターリングルームの共用を禁止するとか、そん

な点を通達で決めていると聞いております。

そういうようなところでやらなければいけないのかどうか。省令で明定された範囲内くらいのところで生損保の関係のファイアーオールというのばかりでないかという気がするんですけども、その辺、御見解いかがですか。

○山口(公)政府委員 省令以下の生損保間のファイアーオールにつきましては、御指摘のとおり、銀証におけるような利益相反等といった問題が比較的起こりにくくこと、それから親子間の経営資源の有効活用という観点からのクロスマーケティングの趣旨を踏まえれば、御指摘のように総じて銀証間のファイアーオールよりも低いものが考えられると思います。

それからもう一つ、子会社である以上は親会社からある程度独立していることが必要と考えられますこと、それから生損保の兼営禁止の趣旨も配慮する必要がありますと考えますので、こうした点にきめ細かく対応するためには、銀証の例も今いみじくも先生御指摘いただきましたけれども、いろいろ通達あるいは自主ルール等で細かく決めておりまして、そういった銀証の例にもかんがみまして、銀行間のファイアーオールよりも低いものが考えられると思います。

したがいまして、法律や政省令の趣旨にきちっと合った形でやらせていただきたいというふうに思つてゐるわけでございます。

○村井委員 もう一つ、また大変細かい問題になりますけれども、法律の九十八条でしたか、付随業務がずっと並べてある中で、業務の代理、事務の代行といふところが、第一項第一号だったと思ひますが、法律や政省令の趣旨にきちっと合つた形でやらせていただきたいというふうに思つてゐるわけでございます。

そこで、業務の代理というのは、これは法律行為

ですから、そういう意味では私はきちんとそういう形で縛って認可の対象にするというのはよくわかるんですけれども、事務の代行というのはこれほど明らかというと単なる事実行為にすぎないのでは、特段に生損保の兼営禁止という観点からも問題はないのではないか。さような意味で、幅広く認めてもいいのではないかという感じがするんです。

しかしながら、この条文を見ますと、両方とも、省令で定めるものは認可の対象、こうなつているわけですけれども、一体認可に係らしめる必要のある事務代行とはどんなものがあるんでしょうか。そこをちょっと御教示をいただければあります。

○山口(公)政府委員 先生御指摘のように、業務代理というのは法律的な行為、事務代行というのは言葉どおりとりますと事実的な行為という性格の、あるいはニュアンスの違いは存在するというふうに私も思います。御指摘のとおりだと思いますが、具体的な行為について、これらが混然として明確な判別が困難な場合もあるし、また、事務代行でありましても、その具体的な内容によりましては生損保兼営禁止の趣旨の逸脱となるおそろいであることから、業務代理のみならず、事務代行についても認可に係らしめることとしておりまます。

具体的に申さなければどうもイメージがわかないといふのはもとでございまして、省令で規定され、認可の対象と考えています事務代行としては、例えば保険料の集金あるいは保険金の

支払いなどが当たるのかなという感じを持っております。

○村井委員 その今おっしゃったことは、認可を受けなければできないということになるわけありますか。

○山口(公)政府委員 そうでございます。認可を受けたやつだくということでございます。

○村井委員 もう一つ、念を押して伺いたいのですが、その事務の代行という中で、今度はそこに

省令で書かないと、付随業務ですから全然できなう形で縛って認可の対象にするというのはよくわかるんですけれども、事務の代行というのはこれほど明らかというと単なる事実行為にすぎないのでは、特段に生損保の兼営禁止という観点からも問題はないのではないか。さような意味で、幅広く認めてもいいのではないかという感じがするんです。

しかししながら、この条文を見ますと、両方とも、省令で定めるものは認可の対象、こうなつているわけですけれども、一体認可に係らしめる必要のある事務代行とはどんなものがあるんでしょうか。そこをちょっと御教示をいただければあります。

○村井委員 わかりました。

それからもう一つ、いわゆる非社員契約ですね。これにつきましては、実は先日谷口委員が要

求した資料でこれを見ておりましたら、この資料

の二ページ目の「第六十三条第一項(非社員契約)

のところ、「法律案」では「剩余金の分配のない保

險契約その他の大蔵省令で定める種類の保険契約

」このようにありますと、そして「省令の内容

として掲げられているものを見ますと、「短期の

保険や自動車損害賠償責任保険のよう

にノーブロフィットの原則がとられている保険

等の無配当保険を定める。」こんなふうになつて

おりまして、それを「省令で定める」と書いてあつて、要するにお伺いしたいのは、「剩余金の分配のない保険契約」が実は右側にそのまま書かれているということなんですね。それで、それ以外の

「その他の大蔵省令で定める種類の保険契約」とい

うところが余りはつきりしないのですが、例えば

どんなものがあるのでしようか。

○山口(公)政府委員 御指摘の省令の内容としましては、短期の保険や自動車損害賠償責任保険など典型的な無配当保険のほか、剩余金の分配とい

ういうのはもとでございまして、省令で規

定され、認可の対象と考えています事務代行とし

ましては、例えば保険料の集金あるいは保険金の

支払いなどが当たるのかなという感じを持つてお

ります。

具体的に申さなければどうもイメージがわかな

いというのはもとでございまして、省令で規

定され、認可の対象と考えています事務代行とし

ましては、例えば保険料の集金あるいは保険金の

者に負わせ、その履行を担保するために自動車運行者すべてが加入する強制保険としている。まずこれが一点ありますね。

それからさらに、自賠責は社会保障的な性格が強いので適正な運営が求められるわけでありますけれども、その運営をもし国が直接行つたのでは、これはもう大変膨大な組織、人員を要するところ、できるだけ民間活力を生かそうということとで、そもそもスタートから民間保険が担当するということを原則にし、そして、国は保険責任の六割を再保険という形で負担するといいますか面倒を見る、こういう仕掛けになつてゐる。その意味で、保険が原則で、共済というのは、損保の店舗展開が手薄な農村部での契約者の利便という点から農協共済に限つて特例として認められたもの、このように私は理解しております。

めに契約の引き受け義務というものを保険と農協共済と両方に課するとともに、合意によって解約するということも制約を課している。大体こんなふうなことだと考えますが、これは運輸省と農林省でよろしくありますか、確認をさせていただきたい。

○星野説明員 現行自賠法の制度の考え方についてでございますが、基本的な考え方は、ただいま先生から御指摘いただきましたとおりである、そのように認識をいたしております。

○米田説明員 農協の自賠責参入の経緯及び契約引き受けないしは合意による解約の関係、これにつきましては、自賠法に規定されておりまして、

○村井委員 そこでで幾つかお伺いしたいわけであります、が、広い意味での国営の保険という言い方は、ちょっと言い方が過ぎるかもしれません、が、しかし国が非常に深く関与している保険という意味で、そのすべての契約者、被害者に對して公平、公正な取り扱いを行ふ、これがこの制度にとっては非常に重要な、私はこう思うわけであります。

そういう意味で、損害調査体制あるいは事務処理体制、それから担当する人間の人的な研修を行ふ体制、こういったものの整備が必要だというふうを聞いておりますが、この点につきまして、運輸省からお話を聞かせていただけますか。

○星野説明員 先生御指摘いただきましたとおり、自賠責制度は全国的な制度でございます。したがいまして、すべての国民あるいは被害者に対して公平かつ公正な取り扱いを行うために、今全労済の参入ということが議題になっておるわけでございますが、仮に参入をするという際には、やはり損害保険会社あるいは農協における現行の損害調査、事務処理体制に見合った体制を整備していただき必要があるかと考えております。

そういう側面から申し上げまして、例えば全労済加入の各単位共済間の損害調査体制の一本化といったようなことを含めまして、それなりに体制整備に御努力をいただかなければいけない点があるうかというふうに考えております。

○村井委員 さらに、共済責任というものを確実に果たすための財政基盤が必要であるということを中心伺つたようにも思いますが、この点につきましては、私もどうもよくわからない点もありますので少し詳しく御説明いただけませんか。

例えば責任準備金ですか、それから、今料率は赤字率ですよね、そういう意味で当面の赤字処理の問題、これにつきまして、非常に技術的な話になりますけれども、お話を聞かせていただきたい。

○星野説明員 御承知のとおり、保険あるいは共済制度の運営に当たりましては、受取共済掛金につきましては、例えば損保あるいは農協と同様に、義務積立金の形で将来の契約履行のために留保しておく必要があるわけでございます。

ただ、ただいま先生からお話をございましたおり、現在の自賠責保険の料率は赤字率でございまして、收受した共済掛金あるいは保険料だけでは将来の契約の履行義務を果たすには不十分である、そういう実態にございますので、仮に自賠

貴に参入するに当たっては、何らかの別途の財財で必要な積立金をあらかじめ準備していただく必要があります。そういう面で、契約の履行を確実にするために必要な責任準備金と申しますか、必要な準備金を確保していくだけかなればならない、要がある。どのように考えております。

○村井委員 非常に大切なポイントがいろいろあるんだということを認識させていただいたと思いません。

そこで、次にちょっと厚生省にお伺いしたいのですが、生協の一つであります全労済を自賠責は参入させますときに、非常に技術的な話になつた、そういうときにはどうなるのでしょうか。つまり、員外利用というのは一切ない、こういうことになっていますね。たまたま車を組合員から買ったということになりますと、それだけで今まで組合に加入を強制されるということになりますよんか。

る加入脱退の自由というのは、私の理解するところでは、どの組合でも、これは農協でも中小企業協同組合でも生協でもすべて制度の根幹であるはずです。そういう意味でも、加入脱退の自由に触れるということになると非常に問題が大きいと思うのですけれども、どうでしょうか。

利用が原則でござります。また一方、自賠法につきましては、すべての自動車が保険なしと共済にかかるといなければならぬ、またそれぞれの運送会社、農協では契約引き受け義務がござります。そういう面がございますので、全労済が自賠法事業に参入した場合につきまして、この生協原則あるいは自賠法の原則の調整を図ることが必要であるという御指摘だと存じます。

厚生省といたしましては、自賠法の趣旨にかんがみまして、無保険者が発生するというのを防ぐしなければならぬわけでござりますので、仮に如何

員の所有の車を非組合員の方に譲渡した場合につきましては、これは生協法第十二条の第三項で定めております員外利用の許可の規定がございますけれども、自賠責共済契約の更新の時期を限定いたしまして員外利用を認めることが適当ではないかと考えております。

○村井委員 そうすると、この前以来、生協の共済につきましては員外利用はないということを私は承ってきたわけですが、自賠責に全労済が参入するということになりますと、これに例外をつくるということになりますね。

○高山説明員 このような形にするかにつきまして私どもから申し上げることはできませんけれども、私どもとして考えておりますのは、今のような形で調整するしかないのではないかと考えておるところでございます。

○村井委員 次の問題は、現在の生協法の仕組みでは、行政庁の業務検査あるいは監督命令等が比較的限定されているという印象を私は持っております。生協法の九十四条の一項、二項で、行政当局は、違反の疑いがある場合、それから組合員の請求がある場合、これを除いては検査ができない、こういったことになつてます。これに対しまして、生損保に限りません、各保険会社や農協というものは、これは常時検査の対象になる、こういうところがかなりの差があるように思います。強制保険である自賠責を担当させる上で、他の制度とのバランスを私はいささか欠くよう思うのですけれども、この辺はどうなふうに解決されるお考えでしょうか。

○高山説明員 お答え申し上げます。

先日も答弁させていただきましたとおり、生協は組合員の自発的な相互扶助組織でありますことから、その管理運営につきましては、生協法上組合の自主性をできる限り尊重するという仕組みになっております。行政による監督も、損保会社やあるいは農協に比べて大変緩やかなものになつてゐるといふことは事実でございます。

ただし、自賠責共済事業に参入をしたというこ

となりますが、自賠責共済事業の国家強制保険たる性格にかんがみまして、これは契約者の保護というのを実質的に担保しなきやならぬ。そのため自賠責共済事業を実施する共済組合、これはもちろん認められた場合でござりますけれども、これにつきましては、私ども、農協の事例を参考にさせていただきまして、それに準じた監督体制

運営が行われるような仕組みあるいはまた行政指導が行われているところでございます。

それで、自賠責事業を実施するという場合、先生御指摘のように、例えば損保会社の場合では債務不履行防止措置がいろいろとられておるわけでござります。また農協につきましては、共済換金のうち、政府に対する再保険を除く部分につきまして二段階の再共済といいますかがとられておる

○高山説明員 全労済が自賠責事業に参入した場合ということになりますけれども、自賠法の趣旨に基づきまして、自賠責と他の事業の経理についてはきちんと区分をしなければならない。私はもは、厚生省令で消費生活協同組合財務処理規則というものがござりますので、これで所要の改正を行ふことにより明確に区分する必要があると考えております。

か、それが違いますので、そのままいきますと、その収支差が発生します。そうしますとそういうふたノーロス・ノープロフィットの原則が実現できることで、特定の会社における利益の発生を防止するという観点からペール制を採用しております。リスクの平準化を図るわけでござります。

をとめると必要であるといふことは、考へて来るといふべきでござります。

それで私ども、生協が自培貢事業を実施した場
わまでございます。

それから、資産保全でござります。これはもう、先ほど申しましたように行政庁による監督権

程度の大幅な赤字料率となっておりますが、これはノーロス・ノープロフィットの原則に基づいております。

共済というものは本質的に、何といいましょうか、例えば農協共済の場合、いわゆる三段階でセーフガードを組んでいるという御説明をこの前聞かせていただきましたが、共済というのは、私は、一般的に言いますと、組合員というのは一共同体である、仲間の苦しみというのは自分の苦し

合につきましては、やはり農協の例にならって再共済の仕組みを整えることなどによりまして債務不履行防止を図る必要があるのではないかと考えております。

限を強化してそういう資産保全をしっかり行つこと、あるいは、先ほど申し上げましたけれども、農協の例を参考とさせていただきまして、再共済という仕組みを整えることなどを通じまして、資産保全については万全を期するような体制をつくることが必要であると考えておるところです。

て、過去に結果として生じた収支差額についてもすべて積み立てまして、その積立金を取り崩して契約者に還元しているという姿でござります。○村井委員 そうしますと、今御説明いただきたいこのノーロス・ノープロフィット原則というのを、全労済が自賠責に参入したときにも適用すべきではないかと私は思うんですけれども、この点についてはどうお考えか。また、技術的にどんな問題があるんでしょうか。そこをちょっと大蔵省

みだ、お互に助け合うんだ、そういう意味では、倒れたときにはそれはしようがないんだといふようなことも十分にあり得る世界なんだと思っているんですよ、本来は。

この点については運輸省と厚生省、両方から
ちょっと御見解を伺いたいと思います。

自賠法の二十五条でノーロス・ノープロフィット原則というのにござりますね。これはどういうものなのか、これをまずちょっと説明をしていただけませんか。

から御説明いただけますか。
○山口(公)政府委員 もちろん自賠責保険の性格
というが強制的な保険だという性格からしま
で、ノーロス・ノープロフィット原則は、全労災

いわゆるロッヂデールの原則というのはそういうところから来ている。そういう精神だろうと思ふのですけれども、それでもしかし頑張ろうじゃ

を別途きちんと区分をいたしまして保全を図つて
いくことが極めて大切であります。
御指摘のように、全労済は生命共済と損害保険

○山口(公)政府委員　自賠責保険は、先生御指摘いただきましたように被害者救済を目的とした社会保障的性格を有する強制保険でございますの

が仮に参入される場合もぜひそれは原則に従っていただきたいというふうに考えているわけでござります。そうしますと、ブールをいかにするかとい

省。 ないかといふ」とじやないかと思うのですけれども、その点で、事実上不特定多数を相手にするという実態が適当なんだろうか。こういう疑問を踏まえまして、債務不履行防止措置というのは十分であるかどうか、この点についてちょっと、厚生

共済をあわせて実施をいたしておりますが、実は農協共済についても同じように生命共済及び損害保険共済を実施いたしております。ただ、それぞれの共済の運営に関してはきちっとした区分経理を行い、監督官庁である農林省さんの指導のもとに資産保全については確実に図られております。

で、その保険料率の算定に当たりまして適正原価主義をとっています。すなわち利潤の発生が認められないということになつております。これがいわゆるノーロス・ノープロフィットの原則でございまして、現行制度では保険会社のみに適用されていところでございます。これによりま

○村井委員 じゃ、この点については今度は厚生省からも自解を聞かせてもらいましょうか。全労省が自賠責に参入したときにもノーロス・ノープロフィット原則を適用するというような方向で取り組むべきだというふうにお考えになるかどうか。

○高山説明員　お答え申し上げます。

そういう体制を、仮に全労済が自賠責に参入する。

て、契約者に対しまして可能な限り低廉な保険料で保険サービスの提供が可能となるということです。

○高山説明員　お答え申し上げます。

は組合員による自発的な相互扶助組織であるけれども、共済事業が多数の組合員の生活設計上重要な役割、機能を果たしていることにかんがみまして、生協の行う共済事業については、健全な事業

るに当たりましてはやにもきかへと整備していただき必要があるであろう。この点は、これまで私ども折に触れて申し上げてまいっておりましても制度のスタートに当たりましては御配慮していくだけるものだというふうに考えております。

それで、保険会社は収入保険料の六割を国へ再保険しまして、四割はみずから保有しておりますけれども、この四割の部分につきましても、個々の保険会社において損害率が、事故率といいます

生協による会員の本位とも田舎者としての立場を保つことを目的とする。このため、生協法第五十一条に基づきまして、各種の共済事業から生じた剩余金については利用者に還元するのが基本でござります。しかし、仮に全労済が自賠責共済事業を

実施するに当たっては、国家保険である自賠責制度の趣旨にのっとりまして、剰余金が発生した場合においても責任準備金として積み立てていくことが原則であろうと思っております。

したがいまして、ノーロス・ノープロフィットという原則、これは自賠法の第二十五条につきまして損害保険会社が保険料率を算定する際の原則だと伺っておりますけれども、これについては、私どもにつきましても当然その趣旨を踏まえて料率を定めていくべきと考えておるところでござります。

○村井委員 そうしますと、もし全労済が自賠責に参入するということになりました場合には、いわゆる現在損害保険会社が行っているブールに参加するというような感じになるのかと思ひます。もしブールに参加しないと、結局、言ってみますと、特定のある種のあるグループだけを全労済が自賠責でとるということになりますと、その事故率が仮に低い、このように考えますと、その部分で本来薄められるべき本体部分というものが、料率が高まるといいましょうかそういう可能性もあるのではないかと思われます。

要するに、ブール制というのをきちんと適用する方が料率を、自賠責の料率といふのは私はやはり大変重要な公共料金の一つだと思っているわけあります、強制保険なのですから。そういう意味で、これをできるだけ低廉に導くということ是非常に大切なことだと思っているわけですけれども、そういう観点から、ブールをするということが料金の高まりを防ぐ、少なくとも公平をきちんと確保するという意味で非常に重要な手段ではないかと思うのですけれども、この辺について大臣省いかがですか。

○山口(公)政府委員 今先生がおっしゃいましたように、この自賠責制度の社会政策的意義といいましょうか、そのための仕組みでございますので、国民の皆様にきちんと説明できる仕組みである必要があると思うわけございます。したがって、ノーロス・ノープロフィットの原則で可能な

限り低廉な料率を提供するということに加えまして、国民がひとしく、どの保険会社あるいはどの保険会社が保険料率を算定する際の原則として同一料率、同一サービスが原則であります。

したがって、今先生のおっしゃったような方向

は最低限必要なことではないかというふうに思う

わけでございます。それで、きちんと説明できる

システムとともに、取扱業者がイコールフルティ

ングの扱いをされるということが非常に大切なこ

とではないかというふうに考えております。

○村井委員 以上、いろいろお話を伺いしてきましたわけですから、私は、協同組合制度というのは、歴史をたずねてみると、あれは一八四四年かなんですか、ロッヂデールというイギリスの町で企業家数十人が集まって始めた、お互いにもうけ過ぎない、そしてもうけたものは全部みんなで分け合うというような形で、もうけを全部戻す、利益追求を目的としないというふうなことで始まった、こんなふうに聞いておりますけれども、資本主義と社会主義といいますか、あるいは自由経済システムと社会主義的な経済システムというものが対立した時代に、資本主義の持つているいろいろな問題を少しでも解決しようというよ

うな観點から、資本主義社会の中でもこういう協同組合というシステムが、利益を追求しないといふことのゆえにそれなりの意義を持つて広められてきたという歴史的な経過はあるのだと思うのです。

私は、そういう意味で、生活協同組合を含めて協同組合組織といふものの現代的な意味というものはそれなりに重要なものがあると思いますし、それをまた評価していくなければならないと思うのですけれども、やはり概念を余り混交させてはいけないだらうと思うのです。

○高山説明員 全労済側の主張でございますけれども、全労済は、一千万人を超える組合員を擁してお

協しかできなかつたのを、だれでもできるようになればよいのではないか、それがこの趣旨なんだ

というふうに考えておられる向きがある。しかし規制緩和というのは、本質的には私は、市場メカニズムを最大限に生かしていくという発想を

取扱業者になりましても同一料率、同一サービス

ということでなければこういう強制保険は成り立たないと私は思ひます。

したがって、今先生のおっしゃったような方向

は最低限必要なことではないかというふうに思うわけでございます。それで、きちんと説明できる

システムとともに、取扱業者がイコールフルティ

ングの扱いをされるということが非常に大切なことではないかというふうに考えております。

あえて言いますと、本来、コマーシャルベースでございますか、市場メカニズムができるだけ生かすという形でやってきたということは制度発足のときから明らかだったわけでありまして、普及促進という特別な理由で農協が参入した。そういう意味で、共済というのはこの世界の主役ではないで、相当な制約のもとに置かれてしかるべきだ

と私は考えております。

そういうことをちょっと申し上げた上で、今度全労済が、農協の場合には、農村部においてこの自賠責というのがなかなか普及しないという環境のもとで、しかし自動車をめぐるいろいろな悲劇

というのは絶えないという環境の中で、できるだけ急速に自賠責を普及させていかなければならぬ、そういうような問題意識から、農協という農

村部における非常に大きな経済的な存在にあえて自賠責をやらせるということを認めたわけでありますけれども、今度、この時点では全労済が自賠責に参入することの、全労済のメリットはわかりますよ、あれだけ大変一生懸命運動しておられるの

だから。その全労済の益は私は特に伺いする

ところですけれども、今度、この時点では全労済が自賠責に参入することの、全労済のメリット

は正しくないんじやないだらうか。つまり、共済

の問題については後でちょっと保険部長にま

たさらにお伺いしたい点がありますが、そういう

環境の中で、共済というものの本質から、要する

的な姿勢を今度の保険業法の中でとつていて

ある意味では民間で同じような考え方を持ってい

る相互会社、これにつきましても、民間ではかな

り財務内容をよくさせていこうという非常に積極

としているということを考えますと、例えば共済と

で標準責任準備金制度というものを導入したり、

あるいはソルベンシーマージン基準を採用したり

しておられるというふうなことを考えておられます。

○村井委員 どうももう一つよくわからないとい

う感じがしますが、それはそれとしまして、厚生省にちょっとお伺いしたいのですが、一般に、共

済というのは富利を目的にしないから、剰余金が

あれば返すというのを原則にして、これは短期的に考えれば大変合理的なこと、大変結構なことなんですか、このたびの保険業法の改正

となんですか、このたびの保険業法の改正

で標準責任準備金制度というものを導入したり、

あるいはソルベンシーマージン基準を採用したり

しておられるというふうなことを考えておられます。

○村井委員 どうももう一つよくわからないといふ感じがしますが、それはそれとしまして、厚生省にちょっとお伺いしたいのですが、一般に、共済というのは富利を目的にしないから、剰余金があれば返すというのを原則にして、これは短期的に考えれば大変合理的なこと、大変結構なことなんですか、このたびの保険業法の改正で標準責任準備金制度というものを導入したり、あるいはソルベンシーマージン基準を採用したりしておられるというふうなことを考えておられます。

○高山説明員 全労済側の主張でございますけれども、全労済は、一千万人を超える組合員を擁しておるんだというふうに覚悟している、そういう同志的なメンバーが集まって結成されている、そういうものなんじやないだらうかと思うのです。

私は、これまでの生産活動なりなんなりというものは、そういううちを出ない、きちんとした運用が基本的にはされている、だからこそ、例えば加入脱退の自由に触れるような問題であるとか、あるいは員外利用の問題であるとかという点についても、他の制度に比べればややきつい縛りをかけて今日に来たことがあると思うのです。今度の全労済の自賠責参入ということをきっかけに、その生協のシステムというのが大きく変質するような感じがするんですけれども、そのあたりにつきまして、厚生省どんなふうにお考えですか。

○高山説明員 生協の行う共済事業につきまして、これまで消費者の生活の安定、向上を図る上で大きな役割を果たしてきております。

先生御指摘された点でございますけれども、安

全性についての御議論でござりますけれども、現在に至るまで少なくとも給付について不安を抱くような状況でございません。またこれにつきまし

ては、短期的に、例えば一年掛けのものと、もう少し長期的に見なければならないもの、そういう点につきましては、割り戻し金の扱いにつきまし

ても当然異なつてまいりたいと考えております。

それからまた、共済事業は組合員及び会員への奉仕を最大の目的とし、営利を目的としないとい

う生協の性格がござりますけれども、これは私どもの勝手な考え方かもしれませんけれども、自賠責のノープロフィットという原則にもかなうものだと考えておるわけでございます。

全労済の自賠責参入問題につきましては、これまでの任意保険の実績を踏まえて組合員からの要

望にこたえようとするものでございまして、その目的とするところは国民生活の安定と生活文化の向上を期するということございまして、被害者救済を目的といたします自賠責制度の考え方、精神というものをと反しないのではないかというぐ

るに考えておるところでございます。

○村井委員 全労済の自賠責参入問題の経緯につきましては、私もある程度背景を承知していくこ

のようなことを申し上げているわけでありますから、いずれにしましても現在の自賠責の求めているさまざまな要件、自賠責という制度が当然に要求する要件というものを、きちんとそれとの整合性を図つてこの問題に対応をしていただきたい。

いずれにしましても、このことによって、もう一度繰り返しますけれども、強制保険なんですか

ら、公共料金の一つとも考えられる自賠責の保険料率というものが高どまりするというようなことにならないように、できるだけ低廉なサービスを

国民に提供できるというような方向になるよう

御配慮をいただきたい、お願いをしておきたいと思ひます。

さて、もうちょっと時間をちょうどいいしまし

て、保険部長に少し別のことですが最後にお伺い

したい。

これはある意味では経営の健全性という問題で

あって、今共済の問題に関連して私が述べたこと

とも関連するわけでありますか、生命保険の大手

があらかじめそういう形態をとっている相互会社、

秋でしたか、雑誌の「エコノミスト」で、生保が危

ないなんて大きな見出しで出ていましたね。そん

なものもありますし、それから高齢化もどんどん

進む、さまざまの危険が増大しているこの社会

で、この最後のやりどころとしての保険の果たす

役割というのが、破綻したら契約者保護基金で守

られるから大丈夫だとか、そんな安易な発想で通

るものじゃないと思うのですよ。

そういう意味で、経営の基盤を堅固にしていく

よう行政も業界も努力していく、そういうこと

が私は非常に大切だと思うのです。その際の幾つ

かの問題点というものを持ちと挙げさせていた

けれども、相互会社と株式会社の本当の違いとい

うものはなんだかんだ明確になってきた。

最初に、共済につきましては、共同で助け合う

ということの限界、危険が存在するということは

さつきちょっと申し上げました。それにつきまし

ては、それぞれの共済でそれなりの対応をいろいろ工夫される、そういう世界だらうと思います。

一方、簡保というのは、これは私は九日にも

ちょっと触れましたが、民業補完を本来の趣旨と

するものであるということを考えますが、いずれ

も保険類似商品を販売しているということと、そ

の結果、契約者の側からしまとその違いが必ず

しもわかりにくい。保険がやっていること、共済

がやっていること、簡保がやっていること、この

違ひがわかりにくい。

そのため、その誤解に基づく、誤解を伴う競争が生じまして、例えば保険会社が他の共済です

とかあるいは簡保ですかを意識して料率を下げ

るというようなことをする。そのときの保険の方

の歯どめはソルベンシーマージン基準だと保険

準備金だとかいうようなことになるのでしょう

けれども、共済の方にはソルベンシーマージン基

準なんという発想はない。そういうことである

と、この競争関係というのは大変大きな問題にな

るのではないか。これから、民間保険がそれに対抗しようとする

のではなかろうか。

それから、民間保険がそれに対抗しようとする

と大変大きな問題を生ずるのじゃないか。あるいは

いつだらうか、こんな問題が一つあります。

それからもう一つの問題は、民間保険の中で

も、配当が本年で五年連続減配、こういう経済環

境ですからそんなような話も聞きます。それでも

なお、実際の運用実績をはるかに超える配当金を

支払い、それから契約者還元をするということが

されている。こんなような契約者還元が、この間

も触れましたけれども、そもそも高い予定利率と

相まって保険会社の経営を非常に苦しくさせてい

るのじゃないだろか。

それから三番目に標準責任準備金、これはあく

まで標準でしかなくて、必ずしも純保方式ではなく

てチルメル方式で積んでもいい、これはこの間

保険部長からもお話をあった。そうすると、かな

り下回った、純保方式で積むのに比べて下回った

ことも容認されるということになるとしますと、

苦し紛れに積むべきものを積まない、こんなこと

になるとか、あるいは各社の積む基準がばらばら

で、そのためには保険料に差が生じるというような

ことだらうか。

そういう意味で、基準を明確にし、できるだけ

早く各社がそういう標準責任準備金の積み方を

1

きではないか。そういうことをすれば、今度は契

国民のため、全体のことを考えてやっていく必要があるかと思うわけでございます。

て、慎重に対応せざるを得ないかとは思つております。

な感想でござります。

いは保険商品の構成がこういうてあるのはこういうう積み方をしているせいだというようなことを判断した上で契約をする。契約の自己責任というのも確立できるのじゃないか、こんなふうに思つたわけですが、このあたりにつきまして御見解をお伺いをしたところでござります。

それから二つ目の御指摘は、契約者還元で配当を無理することによって経営が苦しくなっているという傾向があるのでないか。一部そういうた
動きというのは否定できるものではないと思ふうけでございます。特に、この間も御指摘賜りまし
たように、生保の平野予定期率の水準が現実の重

備金制度を私どもが一度の導入を図つてい
用の誤解が生じない
だけそういうものの
せていただきたいと
ござります。

が利益をもたらすのではない、規制緩和によって国家全体が利益を受けるということを考えますと、私はやはりその規制緩和、自由化という中に三つの利益をよくバランスをとらなければいけないというふうに思いました。

○山口(公)政府委員 今先生の方から非常に包括的に保険の本質にかかる部分を御指摘賜ったわ

用に比べましてかなり速さや状態になつてゐる。これが、急激な金利の低下によりましたので追

以上であります。

でござります。
第一点は、事業者、事業主体というものがその

けでございますが、私ども、保険の社会的な役割
というのは、日常生活あるいは企業活動のラストマーチ
リゾートだということでは全くそのとおりでござ
います。ラストリゾートであるものが非常に不健
全なことでありますと、我々も安心できないとい
うことになります。それがまた経済活動や我々の
生活自身を脅かすということになりますので、こ
れは社会的な存在である保険会社の使命だと言つ
ても過言ではないというふうに思つわけでござ
ります。

いつけないというやむを得ない面もござりますけれども、経営を圧迫している一つの要因になつてゐることは否めないのではないかというふうに思つてますので、例えば予定利率の見直し問題につきましては喫緊の課題だと私ども思つておりますが、当局としましても、適切な場合には側面からできるだけ支援をさせていただきたいというふうに思つておるわけでござります。

それから、健全性の最後のポイントであります責任準備金のお話でございますが、これから標準

法を全面改正するという大変な作業でありまして、約六年の日子を費やして、そして今日に至つたわけですが、その運用に当たりまして、ぜひこの委員会でいろいろ議論のありましたところを酌んで、そしてまた、ただいま保険部長も御連絡されたような、保険の果たす非常に大切な国民経済における役割というものを十分に果たせるような体力を確保できるようなそういう環境をつくるように、行政も、また業界も御努力をいただきたいとお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

利益をちゃんと上げることができる。また、ある意味では保護されることもなければいけない、そういうふうに思います。

それから第三の問題は、第一とも絡んでおりますが、規制緩和によって業種の転換が起きた場合に、それぞれ歴史を持って活動してきた事業主体が雇用している人たち、その代理店あるいはその契約社員、そういう非常に膨大な、保険業全体で百万にも達すると言われる、現在この仕事を從事しておられる人たちの利益、あるいはその保護

私ども、今回保険業法を改正させていただきまして、そういう健全部を図るということに力を入れさせていただくわけでございますが、まず一

責任準備金という考え方を入れまして、大蔵大臣がその積み立て方を規定できるようにしておなります。標準責任準備金の考え方では、できるだけきつ

○是身姿最 次に、新井洋蔵。
あります。
ありがとうございました。

ということがあわせて考えなければいけない、そういうふうに考えてまいりました。

点目の共済、簡保等につきましては、共済につきまして、もし民間保険と同様の事業内容、あるいは商品内容をおやりになつてあるということになりますすれば、それらを監督されております監督官厅におきまして、私どもが御提案申し上げてい

ちりと積んでいただこうというものでござりますので、恐らく一番厚い積み方というのを、私どもとしては標準責任準備金として御提示を申し上げるということになろうかと思うわけでござります。

○新井委員 このたびは五十数年ぶりの法改正ということです。非常にこの法改正は注目されておりまます。また、損害保険、生命保険とともに百十年、百年以上の歴史を持っておりまして、百年間の歴史を持っているこの状態の中で、規制緩和、自由化

も、いたずらに行け行けというのではなく、やはり守るべきところは守りつつ、商品等の尊重すべし今までの歴史は尊重しつつということが最も國民の利益にかなう筋道ではないかといふに思っております。

る保険業法のこの考え方も十分参考にしていただきますて、それで所要の監督、規制をきちりとやつただければ幸いでございます。

ただ、現実に今チルメル方式等をとつておられるわけでございますが、一舉にそこまでいけるかどうかの問題はございますが、あくまでそういう

化、そういうものをにらみながら、五十数年ぶりの改正である。

特に、時代の流れの中で、生命保険は人間の生死にかかる商品、損害保険は物の損害と海上や貨物、そういうものにかかる商品である、こう

また、簡保につきましては、やはり臨調、行事等において、官業は民業の補完、官業としての立場を守りつつ適切な運営を行なうというよう御指摘を賜っておりますので、簡保におかれましては、こういった趣旨を踏まえつつ適切な事業運営を行なっていただければ幸いでございます。ともすると、簡保と民間の生保が競い合ってというようなことが世上言われるこのないよう、お互に

たあるべき姿を目標に、そぞらの方向に保険会社が努力をしていくことで健全性の確保に努めることが必要ではないかと思うわけでございます。

また、その開示につきましては、今の時点では示云々ということになりますと、いろいろ世上に誤解等を生じるという、営業面でのいろいろな影響が非常に大きいということになります。

この未来に向けてのビジョン、そして企業の活性化、新規参入、自由化による競争の激化、そういうもののもたらすメリットというものと同時に、それぞれの業界が百年の歴史を持っておりますから、今までのその業界の積み上げてきた歴史というのもまたよく判断いたしませんと、歴史的な経緯を無視して、なかなか早急に手をつけてはいけないようなところもあるなというのが率直な感想です。

いうふうに截然と思っていた時代から、いわゆる介護や疾病、第三分野と言われるところで両業界の商品が競合してくる、こういう状態にも至つておりまして、そういう意味で、歴史を尊重しながら前に進むということが一番必要だというふうに思つております。

今までいろいろな皆さん非常に細部にわたり非常にいい質問をしてこられまして、大体、本当

に多くの議論はなされていると思いますが、ちょっととおさらいの意味で、今申し上げたようなバランスの中で、この法改正全体の趣旨というものをまずお聞きしたいというふうに思っておりま

す。この法改正の規制緩和の目玉というのは幾つかござりますけれども、一つは、商品、料率等の許可制が届け出制というものに大幅に緩和される。これによって、事業主体と契約者の間にそれぞれのメリット、デメリットが生じますが、それぞれのメリットやデメリット、そのバランスということについてどういうお考えを持たれているかと

いうことを、まず聞かせていただきたいというふうに思っております。

○山口(公)政府委員 極端申し上げます。

今先生の御指摘になりましたような歴史的な感覚のもとに、ねらいとすべきものをきちっと整理して、新しい制度を間違いなく動かしていくといふことが最も大切なことだと私どもも痛感いたす

わけでございます。

御指摘の、商品、料率の届け出制の点でござりますけれども、これはまずメリットと、デメリットとは言えないかもしませんがいろいろと心配な点というのがあるわけでございます。

一つは、一般の消費者等にとりまして新しいニーズというものが高齢化社会の到来とともにふえてくるだろう。また、ニーズの多様化ということで、その点での保険商品に対するニーズも新たなものになってくるだろう。こういったものに的確に対応していただけるようなことがこういった自由化の流れの中で期待できる、大きく言えばそういうことが期待できる、保険会社にとりましても、そういった、今までよりもっと違った観点から的新しいイノベーションというのが生まれてきるということが期待できるのではないかと思うわけでございます。

一方、それはいい面ばかりではございませんで、料率、商品の自由化が行き過ぎまして、料率が乱高下して、それで保険会社の方が今度は契約

者を逆に選んでしまうというような、いわゆる引き受け拒否といった事態が起こるとすれば、これはまさに私どものねらいとは全く逆の方向でござります。これが生まれないようにしなきゃいけない。

そうしますと、どうしても、届け出制の導入における問題としては、やはり契約者のことをよく考えて段階的かつ着実にという観点から、主として大企業を中心とする大口企業物件とか国際的な取引に関する保険、専門的な知識を有する事業者等が契約者となる保険といつたものから順次、手順を踏んで自由化をしていく、こういうことでその解決を図つてまいりたいというふうに思つております。

○新井委員 同様に、ブローカー制度ということも日米の交渉で非常に華やかに取り上げられておりますが、こういうブローカー制度というのも、どういう趣旨で、契約者あるいはその事業主体相互のメリット、デメリット、そういうものはどういうふうにお考えでしょうか。

○山口(公)政府委員 御指摘のように、今回、日本にとっては全く新しい、ブローカー制度というのを導入させていただくわけですが、この点については非常に御議論があるものと思ひます。

保険ブローカー制度は、特に大企業の物件等を中心としまして、これまでの代理店や募集人とは違うオーダーメードの商品を、その中立的な立場で提供する、アイデアを出すという機能があるわけございます。そうしたことによりまして、販売チャネルの多様化、販売面での競争促進を通じて利用者の利便が確かに期待できる面があろうかと思います。

他方、保険ブローカーにつきましては、会社の方がその損害に対しても責任を負わないという法的な面がござりますので、そういう面は十分な手当をしなければならないということになるわけございまして、もしかして発生するデメリットというものをなくすように法的にはやはり手当で

をしていかなければならぬ。

そういう意味から、保険ブローカーにつきま

して、登録制のもとで、業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者だけを登録で認めることとしまして、代理店との兼営禁止、賠償資力の確保措置、それから権限、損害賠償に関する事項を記載した書面の交付義務、ベストアドバイス義務などの保険ブローカーに対するさまざま行為規制や事業報告書の提出など監督の規定を設けて、先

生のおしおかしい面を引き出し、デメリットを少なくするというのに努力してまいりたいとうふうに思つております。

○新井委員 わざいのつもりでもう一つだけ。今回は銀行、証券、そういうものとの垣根と

いうものはまだ超えないという段階で、相互参入は生損保ということに限られているわけですが、

このことのもたらすメリット、デメリットを同じ趣旨でお聞かせいただきたいと思ひます。

○山口(公)政府委員 今回の改正の目玉にさせていただいております生損保の相互参入でございま

すが、生損保の子会社方式による相互参入によりまして、いわゆるクロスマーケティングを通じた

ワンセットの商品販売が可能となるなど、経営資源の有効活用が図られ、事業の効率化が高められるというメリットがございます。また、適正な競争が促進されますと、いろいろなニーズに的確に

対応できるという企業活動が期待できるのではないかというふうに思つております。

しかし、他方、生損保の相互参入の実施によりまして、率直に言つて競争単位がふえるわけでござります。

反面、仮に行き過ぎた場合には保険会社の健全性

というところに問題が生じて、かえつてそれが契約者に不利益をもたらすことがあるわけ

ございますので、それぞれの市場はより競争的なものとなるわけでござります。これがいい面で出る

まして、率直に言つて競争単位がふえるわけでござります。

しかし、他方、生損保の相互参入の実施によりまして、率直に言つて競争単位がふえるわけでござります。

これは学問的な議論だといろいろあると思う

指摘のとおりだと思うわけでござります。

したがって、契約者保護の観点から、とりわけ

保険会社の健全性の維持というものをあわせて

いただいておりまして、ソルベンシーマージン

基準の導入あるいは契約者保護基金の設置等を規定させていただくということとあわせて、公正な

事業運営の確保という観点から、経営に対するい

ろいろなチェック、たとえば少数社員権等のチエック、ディスクロージャーについての規定の整備等をあわせお願い申し上げて、そういうた

て、銀行、証券ですか、銀行との相互参入とい

うことを早くやるべきだというような意見も非常にうるさい議論もあったと思ひます。

○新井委員 先日からの議論を聞いておりますと、銀行、証券ですか、銀行との相互参入とい

うことを早くやるべきだというような意見も非常にあつたと思ひます。答申から後退したではないかとか、いつ銀行との相互参入をやるのか、そういう

ことを早くやるべきだというような意見も非常にあつたと思ひます。

私は、銀行の預金商品と保険会社の持つている

保険商品というものの基本的な性格、銀行はその

預金を受け取って預かる、金利を払うわけです

が、保険商品は保険料を受け取り、保険の支払い

ということを、事故とかあるいは人の生死で払わなければいけない。そういうように考えますと、

一般的に考えれば、むしろ銀行よりも保険会社

は、より強度な安全性といいますか、事業体とし

て、安全性、信用性は高いぐらいのところでなけ

ればいけないのではないかという気がするわけ

ですけれども、それはどういうふうにお考えでございましょうか。

○山口(公)政府委員 銀行と保険が若干違う要素

を持っているのではないか、それは確かに先生御

指摘のとおりだと思うわけでござります。

これは学問的な議論だといろいろあると思う

でござりますけれども、一番違うのは、保険にお

いては、相互扶助といいましょうかあるいは保障

性といいましょうか、そういうものがあるとい

うふうに思つてございます。ただ、安全性、

信用性というところから見ますと、銀行にもそ

ういったものが強く求められているものでございま

卷之三

○新井委員 もちろん安全性の順位をつけたわけではございませんが、この相互参入という問題に関しますと、正直に言って、早急に銀行と保険との垣根を取つて、先ほど弘が申し上げたよう

に規制緩和の三つの条件、契約者の利益、それから事業主体の利益、それから二番目に、現在それに雇用されている方々の職業転換だの時間的な余裕やあるいは利益という観点からすれば、私はむしろそういう規制緩和、自由化という美辞麗句の余り、何でも緩和して自由競争させればいいんだ、没落していくば仕方がないんだ、失業者が出てもそれは努力をして他業種に転換するしかない

やはり非常に長い歴史を持っておりますから、その歴史を尊重してやるということが適當である、適切であるというふうに思つておりました。お聞きしますと、つい最近のアメリカで、銀行の証券業務を制限する法律がござります、この法律改正を下院で行つた。そのときに、今まで銀行が保険業務を兼務するというふうに伝えられてきた、あるいは運動があった、そういうところが実現しないまま、一応銀行と保険の分野というののは区分したまま証券との垣根だけを低くする、こういうことをつい最近アメリカの下院で可決したという新聞記事を読みました。

こういうふうに考えましても、現在事業經營と
しても、一部の銀行の方からの、信用組合ですか
が、業種の競争力とかを実際考えますと、銀行と
保険の垣根はなかなか、論理的にはともかく歴史
的、現在の実力等を見ても口で言うほど簡単な
ことではないのではないか、むしろ非常に慎重な話
ではないのか。これは規制緩和という言葉に反す
るかもしれません、実際はそういう難しいこと
なのではないかなという気がしてならないのです
が、どういうふうにお考えか、お願ひしたいと申
います。

○新井委員 この規制緩和と自由化で、事業主体、事業者というのには、先ほどのから三つの条件を挙げておりますが、そこに与える影響ということことは、御通達とか御指導とかで慎重にやらなければいけないと思うのですが、私は例え運用で、区分経理とかソルベンシーマージンというような商品ことに区分経理をして商品の性格にふさわしい運用をしていく、これは非常に立派なことだと思いますし、ソルベンシーマージンというものを設けて、BIS規制のような絶対的な数字は置かない、むしろ置くべきではないと思いますが、置かないにしても、自己資本というものの、リ

ただ、御指摘のように、具体的にこれを進めていくについてはいろいろな配慮をしなければならないということで、昨年六月の保険審議会の報告におきましては、まず子会社方式による生損保の間の相互乗り入れを含む保険制度の自由化を進めること等が肝要であり、その走査を見きわめた後に子会社方式による他業態、銀行とか証券などを含めまして、他業態への進出を含めた制度改革が完了するよう、段階的に行なうべきであるという考え方方が示されておるわけでございます。現在お願いしております法律改正も、そのような考え方方にのって進めているということになります。

○西村政府委員 広い意味での金融制度改革、銀行、証券、信託、保険、いろいろな世界での相互乗り入れというものにつきましては、ある意味では今先生御指摘のように世界的な流れといいますか、議論の対象になつてゐるわけでございます。我が国の金融制度改革もそのような大きな世界的な流れの中でこの十年ばかりいろいろな議論が行われてまいつたわけでございますが、保険と銀行との関係につきましては、平成三年の金融制度調査会の答申「新しい金融制度について」におきましては、「金融制度の見直しを行つに当たつては、保険業を含めた幅広い相互参入が行われるべきである」という基本的な方向性が示されております。

○山口(公)政府委員 今先生の御指摘は主に生保の経理問題で、非常に難しい、またポイントの点でございまして、生保は、悪口を言う人はどんなり勘定と言っているのですが、大きな経理の中でお互いのリスクを相殺し合ったような形で広く運用しているというのが特徴だったわけでございまが、今先生いみじくも御指摘ありましたように、内部補助的なものが行われてむしろ不公平ではないかという観点からいいますと、ちょっとと公平性上問題である。そうすると、適正な区分ぐらいいはしておかないと、例えば個人保険と団体の企

ところが、個人保険を買った人からすれば、あるいは区分経理の考え方、来年から実施される考え方からすれば、不公平だ、私どもは個人保険を買ってそれで株式利益が出ているんだから、それは自分たちの利益なんじゃないか、勝手に企業の内部で含み益を移動されても不利益であるという声が出る可能性もあると思うのです。

そういう歴史がなくてスタートするならいいのですけれども、今、負の財産を抱えてスタートするときには、その区分経理の間の負の含み益やそういう損を入れた合理的な算定根拠と指導というものについてはどういうふうに考えておられるの

スクウエート、投資のリスクというものを考えていくというのは、非常にこれも理にかなった論理的な考え方だと思うのですが、この現在の業界が置かれている状況の中では、こうした区分経理とかソルベンシーマージンというようにより本来非常に健全な経営を約束する方針が、実際は非常にその運用というものを保守化してしまう。

あるいは、例えば区分経理一つとりましても、企業年金とか個人保険とか分けてまいりますと、歴史的に古いのは個人保険でありますから、それと株式の含み益を、本来個人保険で買った含み益を、歴史的に浅い企業年金で赤字が出ている、そちらの方に振り分けて運用してきた。企業年金の問題は後でまた申し上げますけれども、振り分け

もう一つは、ソルベンシーマージンの算定式ですが、これでリスクウエートは国債はゼロですね。それで株式投資が十数%ですか。そうなりますと、これも余りかたくなな運用をいたしますが、保有ということに非常に走りやすい。ですから、余りソルベンシーマージンというのも、先ほどから例を挙げていますが、B-I-S規制のようにかちっとしてしまってかえって事業体として融通がきかない、今まさにそれで銀行も困っているわけですが、そしてそういう国債投資

くというようなことからいいますと、やはり区分
経理をある程度の区分をしてやっていく。
ただ、おっしゃったように、非常に長い歴史が
あって、そうやっていなかつたという歴史があり
ますから、それをどう入れていくかというのは非
常に技術的にも難しい問題があります。これに
も、今私どもの方でも業界の方と一生懸命勉強を
しております、そういう方向で検討しております。

業保険が一緒にでは、例えば配当を決めるときによくてもちょっとと公正なものと言えないであろうというようなことで、実は区分経理を今度導入させていただぐ。

ただ、区分経理もとことんいきますと人別管理になって、一人ずつ管理する、これは保険の意味を全くなさなくなりますので、ある程度のグループ、例えば五つぐらいにグルーピングするとかいうことで適正な区分経理をするということです。今検討をしておりまして、そうしますと、ある程度の不公正などいましょうか不適切な内部補助、利益の補助は止められる。同じ種類の年金なら年金あるいは死亡保障なら死亡保障の集團でお互いに補助し合う、こういう形で配当を決めてい

ます。ただ、もう一つは、先日一つ御議論をいただいたのですが、やはり株主が、自社株買いにようて一株当たりの利益がふえたとみなされて、現実には収入がございませんのにみなし配当課税がかかるというふう伺っております。そうなりますと、自社株買いということをやろうと思いましても株主総会で株主の御了解がいただけない、株主から、収入もないのにみなし配当の課税を受けることは何とかしてくれないかという声が証券局のヒアリングの中で出てくる可能性は非常に私は強いのではないかというふうに思っておりまます。そういう場合に、みなし配当課税についてどういうふうに考えておられるのかお聞きしたいと思うふうに思います。

○日高政府委員 確かに、自己株式取得規制を緩和する商法改正の際にも、経団連等からはみなし配当課税がある限りなかなか促進できないではないかという声があつたことは事実でございます。

そのような経過がございましたものでございますから、先般の商法改正に合わせたときの税制改正において、みなし配当課税について、そのものは撤廃はされておりませんけれども、源泉徴収不適用制度とか新しい税制措置を講じたところでございます。

今私どもとしては、こういった新しい税制が動き出しているわけござりますので、それを受け、自社株取得についてお願いができるいかといふことでお話をしているところでございます。

○新井委員 時間もだんだん参りましたので、特に、この間主税局長の方の御返答はいただきましたからあえてここまでまたもう一度お聞きするといふことはございませんが、五十年ぶりのこの業法の改正が日本の内外に与える影響、そしてまたこれからの契約者そして事業者に与える影響も非常に大きなものがござります。

先ほどから申し上げましたように、歴史的な経緯というものを十分に考えていただき、また法律がつくられたときと各事業者の経営状況も非常に違ひ、悪化しているということをございますの

で、機械的な措置ではなく、非常に彈力的な運用をしていただくと同時に、税制改正等におきましても、制度改正即税制改正ということではなく、ひとつ今までの経緯を踏まえて幅広い見地から御議論を進めてまいりたい、そういうふうに思っております。

時間ですので、これで終わらせていただきます。○尾身委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○尾身委員長 両案につきまして、日本共産党から討論の申し出がありました、先ほどの理事会で協議の結果、御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。

これより両案について順次採決に入ります。

まず、保険業法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○尾身委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○尾身委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○尾身委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○尾身委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

朗読により趣旨の説明をいたします。

「保険業法案」及び「保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、本法案に示した政省令を制定するに当たっては、行政の透明性を確保するため、その内容を明確に規定するべきはもちろん、本委員会の審議の経過を十分に配慮し、いやしくも

法律に明定された政省令以外の行政命令によつて、本法案が意図する保険制度改革の趣旨が損なわれることのないように格段の注意を払うこと。

一、今回の制度改革が広範なものであることにかんがみ、その着実な実施を確保するためには、必要な場合には段階的・漸進的にこれを進め、混乱を招かないよう配慮すること。

一、商品・料率の届出制、ブローカー制度の導入などに当たっては、契約者保護に十分に留意するとともに、ディスクロージャー（業務及び財産の状況の開示制度）の充実を図つて自己責任の原則確立に資するよう配慮すること。

一、ソルベンシーマージン基準については、早期にその定着を図るとともに、将来その公表を行つよう検討すること。

○尾身委員長 起立多数。よって、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を認められておりますので、これを許します。武村大蔵大臣。

○武村国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと存じます。

○尾身委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○尾身委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

とするとともに、生損保の募集秩序と競争条件の公平性に留意しつつ、クロス・マーケティングの実現が確保されるよう十分配慮すること。

一、いわゆる第三分野に係る激変緩和措置については、長期にわたることのないよう十分配意すること。

一、支払保証制度については、早急に検討を開始すること。

○尾身委員長 次回は、来る十八日木曜日午後三時理事会、午後三時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

〔報告書は附録に掲載〕

午後零時二十八分散会